



税務調査でチェックされる 「関係会社間取引②」

週刊税務通信2021年4月19日号No.3651「税務調査を乗り切るポイント」愛知吉隆著より

関係会社への出向

関係者間では、人事異動として出向があります。その場合、出向元に身分を残したままの異動なので、出向者への給与等の支払いは、以下の2つのケースがあります。

- ① 出向先からその者への職位等を考慮した基準に基づいて支払い、それが出向元の給与水準と比べ差額がある場合は、その差額を出向元が支払うケース
- ② 出向元からその者へ全額給与等を支払い、出向先は相当の負担金を出向元へ支払う(較差補填)ケース

調査で問題となるのは、②の負担金が相当の額ではない時です。出向先が負担する金額が低額もしくは全く支払われないこともあり、相当の負担額との差額は「寄付金」としてみなされます。

【相当の負担額の例】(その者の実態に合うもの)

- (1) 出向元と同額の給与等の額
- (2) 出向先の基準に従った給与等の額
- (3) 出向先で行う業務量(日数、時間)に応じた給与相当額(出向元の業務も行っている場合等)

調査官は、出向している者の給与の支払い方や、出向先での勤務状況、特に出向元の業務との関連性をヒアリングし、出向契約書、給与台帳等で事実を確認し、負担額が適正であるかをチェックします。

会社側の対応として、出向元の業務を兼務している旨の主張をする場合は、その者の勤務状態、業務の内容を説明できるようにしておく必要があります。

海外の関係会社との取引

国外関連者への寄付金は、全額損金不算入です。調査で問題となりやすい項目は、以下の4つです。

- ① 海外子会社への技術指導の目的で出張した場合の出張旅費精算
子会社に対する支援であれば、役務に対する対価(往復旅費、現地滞在費用、日当、一般管理費等)を得る必要があります。親会社の業務を兼ねる出張の場合は、目的割合に応じ按分します。
⇒ 出張者の業務内容を記録しておく。
- ② 海外子会社へ現地通貨で金銭を貸し付けた場合の金利
実務上では、現地国の国債利回りを参考とします。
⇒ 日本円で貸し付けるか、現地通貨で貸し付けるかで適用する金利が異なるので注意。
- ③ 海外子会社へ出向している社員に日本で支払う較差補填金
日本で支払う留守手当は、現地国との較差補填のものであれば損金として認められます。
⇒ 現地法人の標準的な給与水準が論点となります。現地の給与水準はジェットロで調べることが可能です。
- ④ 海外子会社設立にあたっての親会社の費用負担
海外進出を検討するための費用については、親会社の負担で問題ありませんが、「設立が確実となった日」以後の費用については、原則子会社の負担となります。

【今月の経営格言】

会社の真の支配者は、お客様である。

by 一倉定 (経営コンサルタント)

「一倉定の経営心得」より